

国と地方の協議の場に関する法律案に対する修正案

国と地方の協議の場に関する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中「もって」の下に「地域主権改革（」を加え、「の改革」を「に規定する地域主権改革をいう。」に改める。

第二条第一項第二号中「第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣のうち、同法第四条第一項第三号の二の改革に関する事務を掌理する職にある者」を「第二十五条の二第二項に規定する地域主権改革担当大臣」に改める。

附則第二項中「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」を「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に、「」第四条第一項第三号の二の改革」を「」第四条第一項第三号の二に規定する地域主権改革をいう」に、『「日本国憲法の国民主権」を『「日本国憲法』に、『改革』と、『』を『改革をいう。以下同じ』と、『』に、『「日本国憲法」の国民主権の理念の下により置かれた特命担当大臣のうち、同法第四条第一項第三号の二の改革に関する事務を掌理する職にある者」を「第二十五条の二第二項に規定する地域主権改革担当大臣」に、『「日本国憲法の国民主権の理念の下

に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革に関する事務を掌理する職にある者」を「地域主権改革に関する事務を掌理する職にあるもの」に改める。